

2020年5月27日

関係各位

国立研究開発法人 産業技術総合研究所  
計量標準総合センター

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除により再開する

### 受託出張を伴う基準器検査の対応について

産業技術総合研究所（以下、産総研という） 計量標準総合センター（NMIJ）が行う法定計量業務について、日頃よりご利用いただきありがとうございます。

産総研では新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先に、緊急事態宣言発令期間中に予定されていた受託出張を伴う基準器検査の実施を停止させていただいておりましたが、今般5月25日付の緊急事態解除宣言を受けまして、6月1日（月）より当該検査の実施を再開させていただきます。

しかしながら、新型コロナウイルスによる感染症は収束に向かうまで依然予断を許さない状況です。産総研では引き続き、感染拡大防止に努めてまいります。関係各位におかれましては、以下に示します事項への御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、先般ご案内しましたとおり、2020年4月7日から7月31日までの間に基準器検査証印の有効期間が満了する基準器に関しましては、基準器検査規則の一部を改正する省令（令和2年経済産業省令第41号）及び当該省令によって新設された基準器検査規則第21条第2項に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める告示（令和2年経済産業省告示第100号）の公布により、基準器検査証印の有効期間が6月間延長されておりますのでご確認ください。

#### 【受託出張基準器検査における依頼事項】

1. 基準器の所在場所への移動について、公共交通機関を利用する場合には、混雑する時間を回避。
  2. 検査実施に係るお打合わせは事前に行い、検査時は必要最低限の検査支援要員が対応するなどして接触機会を削減。
  3. 基準器検査に影響を及ぼさない範囲で検査室の換気を実施。
  4. 受検器物の操作盤など、多人数が触れる箇所は可能な範囲で消毒。
  5. 社会的距離確保（ソーシャルディスタンス）の徹底。
  6. マスク着用や検温、体調確認など、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策への協力。
- ※新型コロナウイルスの感染状況等により、受託出張を取りやめる可能性があります。

#### 受託出張再開日：

2020年6月1日（月）

今後の状況により変更が生じた場合は改めてお知らせいたします。

本件お問い合わせ先：

・計量標準普及センター 法定計量管理室

TEL : 029-861-4058

e-mail : nmij-houtei-info-ml@aist.go.jp

以上